

画像デザインの意匠法による保護の拡大についての意見書

一般社団法人 電子情報技術産業協会
知的基盤部

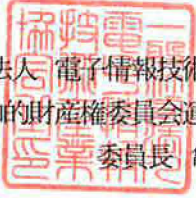
今般、法務・知的財産権委員会運営委員会では、画像デザインの意匠法による保護の拡大についての当協会意見書を産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会 大淵 哲也委員長宛に平成 24 年 11 月 15 日付で提出いたしました。

なお、本意見書は、11 月 19 日に開催された同 意匠制度小委員会において、他団体意見書とともに席上配付されております。

平成24年11月15日

産業構造審議会知的財産政策部会

意匠制度小委員会 委員長 大淵 哲也 様



一般社団法人 電子情報技術産業協会
法務・知的財産権委員会 運営委員会
委員長 亀井 正博

画像デザインの意匠法による保護の拡大について

今般、貴小委員会にて検討されている標記課題に関して、当協会では、法務・知的財産権委員会において同委員会運営委員会、および同委員会傘下に設置したタスクフォースにて、特許庁からご説明を頂いた上で、議論を致しました。本日までの議論の結果をお伝えし、貴小委員会でのご審議の参考にして頂きたく、ここに意見書を提出致します。

添付各社意見は本書と一体不可分の関係にあり、当該添付の各社意見をご覧頂ければご理解頂けるように、当協会内では、現在の改正の方向性について賛否両論あり、また賛成とする中にもこれまでご説明頂いた内容では未だ不明確な部分があるという意見もあるため、引き続き慎重なご審議を頂けるよう望みます。

各社が指摘する論点の概要を以下に掲げますが、各社意見の中で挙げられている論点を含めて十分な審議を尽くして頂き、審議不十分のままで拙速なとりまとめをされることのないよう、何卒お願い申し上げます。なお、各論点の詳細につきましては、添付の各社意見をご参照頂きますよう、お願い致します。

<審議を尽くして頂きたい論点>

1. 対象

- (1) 画像デザインに関する現行の法的枠組(著作権法等)による保護と新設された場合の意匠法による保護との制度/運用上のギャップについて、どう考えるか。たとえば、デザイナーの自由な創作活動の確保や過失推定に伴うクリアランス負担の観点からどう考えるか。
- (2) 画像デザインには、開発実態や利用実態(たとえば、コンシューマプロダクトとビジネス向けアプリの開発)の観点で、背景事情が異なることについて、どう考えるか。なお、その前提として、当協会所属各社における実務の実態把握のためのヒアリングを実施されたい。
- (3) 意匠法の基本原則である物品との一体性に関して、実質的に維持されていないとも解釈されるが、どう考えるか。また、アプリ画面の機能・操作をPC等の機能・操作と捉えることの妥当性について、どう考えるか。
- (4) 「情報機器」及び「情報機器の画面」の定義が明確か。権利の及ぶ範囲が、将来の情報機器や新たな利用形態の出現に際して、無限に拡大する可能性があることについて、予見可能性の観点から、どう考えるか。
- (5) 創作非容易性等の法文の意味を、審査基準の改訂のみで厳しく解するとすることの是非について、どう考えるか。
- (6) 複数物品を一回で登録する手段を設けることについて、どう考えるか。
- (7) 製品サイクルの短い物品にかかるデザインの意匠保護期間の適切性について、どう考えるか。

2. 効力

- (8) 情報機器と従来機器の間で「相互に効力が及ばない」ことの妥当性、またそのことによる出願時の負担について、どう考えるか。
- (9) 欧米における類否判断基準や権利の効力、権利行使に関する制度や実務との相違の観点から、どう考えるか。
- (10) 実施行為の定義の妥当性、とりわけ「譲渡等」と物品一体性の関係について、どう考えるか。
- (11) クラウドサービス提供者、プロバイダー事業者並びにサーバ管理者、さらにはエンドユーザーの使用行為に対して効力が及ぶ可能性について、どう考えるか。

3. 侵害

- (12) 侵害主体となりうる範囲が広がる可能性について、関連産業への影響等の観点から、どう考えるか。過失推定の対象としておくことが妥当か、また権利制限による対応の必要性等についてどう考えるか。

(13) 従来の間接侵害の理論で解決できる範囲や、間接侵害(みなし侵害)規定の拡充による対応可能性について、どう考えるか。

4. 審査

「①審査基準等の整備、②審査資料の収集の充実、③意匠分類の充実によるサーチの効率化、④的確な審査・権利設定、⑤審査関連情報の公開促進を行う」と提案頂いている。実現に向け引き続き十分な検討をお願いする。今後、それぞれの対応について具体的な提案がなされた時点で再度意見を述べさせて頂きたい。なお、提案頂いている②～⑤については、仮に今般の保護拡大のための改正がなされない場合であっても、実現に向けた検討をお願いする。

以上

添付:各社意見

【お問い合わせ先】

東京都千代田区大手町1-1-3 大手センタービル
一般社団法人電子情報技術産業協会 知的基盤部

◆ A 社

【結論】

現在の事務局提案は以下の点で不十分であることから、今般の法改正に強く反対する。

①保護対象の拡大によって受ける利益以上に大きなリスクやコストを産業界に発生させることを正確に認識した上での検討がなされていない。

②新たに侵害となる可能性のある行為についての分析が不十分で、保護拡大が社会に及ぼす影響の回避の要否についての検討がなされていない。

とりわけ、クラウドサービス提供者は、いわゆるプロバイダー責任制限法における特定電気通信役務提供者に該当しない場合も多々あり、そうしたサービス提供者が過失推定の下で損害賠償責任を負うことになることは全く許容できず、権利制限等による回避措置を強く求める。

1. 保護対象 / 権利設定・効力範囲について

機器にインストールされた／される OS やアプリケーションにより、またウェブにより表示される画像を保護対象とすることについて、以下に挙げる点での検討が必要であるが、現状で不十分である。

(1) 保護の内容や実務の観点における現行法制下とのギャップを産業界に甘受させることの是非について、産業政策の観点から検討すべきである

①絶対的排他権であり、しかも過失推定を前提として損害賠償責任が生ずる構造の意匠法での保護を及ぼすことは、相対的排他権である著作権法のみによる保護を前提とする現行制度とのギャップが大き過ぎる。

②例えばソリューションビジネス実務においては、社会システム（例：財務・会計システムなど。通常、一つのシステム当り数百から数千の画面がある）向けの画像デザインを顧客の要件定義に照らし開発者の費用負担においてプロトタイプを制作し、協議しながら画像デザインを決定する。この場合、顧客に対して第三者の権利の非侵害を確認したうえで提案せざるを得ない。しかし、現実には、全てのデザインについてクリアランスを実施することは不可能であるし、膨大なコストがかかる。このコストはいくら審査基準の明確化や厳格化を進めたとしても低減されることが理解されていない。また、意匠権の行使を受けるリスクを甘受しつつビジネスを行うこととなり、産業への萎縮効果が懸念される。

(2) 検討対象の画像デザインをより実務の実態を踏まえて検討すべきである。

①従来型の画像と情報機器の画像は、開発実態及び利用実態が大きく異なるという前提で、検討されているが、情報機器の画像は、従来型の画像をその延長線上の複数の物品に使用しているに過ぎず、開発実態及び利用実態が異なるものではなく、検討の前提が実態を反映したものではない。

②また、ビジネス向けのアプリケーションソフトウェアに係る画像デザインは、今般の検討が前提と思われるハードウェア販売を念頭においたビジネスと、開発実態、流通過程等も大きく異なるものである。そうした認識がなされておらず、十把一絡げに取り扱われている。

(3) 物品一体性要件の維持の是非についてきちんと検討すべきである。

①「情報機器」という仮想物品を設けて、文言上物品との一体性を維持しているかのように見えるが、「情報機器」の外延は確定しないのだから、一つの画像デザインが一つの物品に一義的に紐づけられない。また「譲渡等」行為に「当該画像に係る情報又は指令の電気通信回線を通じた提供」が含まれるが、提供されるのは明らかに有体物ではないのであって、これらの点から、事実上「物品との一体性」要件の維持を放棄し画像そのものの保護を目的としているものと言わざるを得ない。日本企業のグローバルにおける競争優位性を確保するための改正と言いながら、日本企業の「画像と物品との一体性を残すことを希望する声が多い」という声を無視した制度設計といえるのではないか。御庁は「情報機器に係る物品との一体性については様々な見解がある」とコメントされており、物品一体性要件の本来の意義に立ち戻った検討が必要である。

②従来型の物品の画像との権利関係を巡って混乱を招く可能性があり（相互に効力が及ばない）とするとしてもその解釈は予測困難である）、両者の出願をすべきかといった判断のために、企業実務に過剰な負担を負わせることとならざるを得ないと考える。

(4) 画像デザインの保護範囲を拡大することの必要性をきちんと検討すべきである

①保護範囲の拡大が必要とする理由の一つに、画像デザインが他社製品と差別化を図る重要な要素となっているとされているが、例えばスマートフォンであれば、ユーザーが購入後にカスタマイズして使用するのが通常であって、形式上、デフォルトで入れている画面デザインは、差別化を図る重要な要素となっているとは言い難く、意匠権での保護が必要とは考え難い。

②社会システム向けの画像デザインにおいては、独自のデザインを採用せず、ユニバーサルデザインとして共通化、標準化するものも多くある。デザインは著作権で、機能は特許で一定程度保護がなされている現状において、その間隙を縫う形で意匠権での保護範囲を拡大することの意義が不明である。

(5) デザインの保護と開発の自由のバランスのとれた制度設計を検討すべきである
デザイン開発の現場では、絶対的排他権である意匠権に縛られることなく、自由に創作活動を行いたいという声がある。

(6) 前提となる権利の効果（権利行使）の点での米国との相違を認識して検討すべきである。
権利の効果の点で、米とは大きな開きがあり、利用者（被疑侵害者）にとっての負担が重くなり過ぎる。米は審査主義だが損害賠償請求には通知が要件で請求範囲も限定され、また差止請求権の行使も最高裁判例に従えば制約されており、米では、米の法的枠組みの中で保護と利用のバランスが配慮されていると思われる。しかるに日本の制度は、米とは大きな相違があり、一方的に利用者の負担が増大する。

2. 侵害について

侵害責任の範囲と保護対象の範囲は表裏一体であるにもかかわらず、侵害の考え方について十分に検討がされていない。以下に挙げる点での検討が必要である。

(1) 侵害責任を負う者の範囲が広く、社会的に大きな問題であることを認識の上で検討すべきである。
以下①～③のように、プログラムの流通に関わる通信プロバイダーやクラウドサービス提供者のみならず、PCの製造者等が侵害責任を負う可能性が高く、社会的に大きな問題である。これをそのまま放置すべきではなく、権利制限を設ける等の措置についての検討をすべきである。

①クラウドサービス

SaaS等において、クラウド側に置かれたプログラムの画面が意匠権侵害である場合、クラウドに蔵置されている（製造に該当）、また利用者の手元で画面を表示させている（譲渡に該当）というだけで実施行為に該当する可能性があり、サービス提供者としての責任を問われ得る。

②PCの製造・販売

PCのディスクに、登録意匠を侵害する表示を持つプログラムがインストール（PC販売時のプレインストールも）されただけで、画面の表示がなされなくとも実施行為（製造に該当）となる可能性があり、責任を問われ得る。

③従業員によるウェブ表示

ウェブ画面を、法人の従業員がPCで表示させ使用すると、実施行為（使用に該当）となる可能性がある。実際の権利行使をうける例はないとしても、企業コンプライアンス上は何らかの対応をせざるを得ない。

(2) 予測可能性の点からの評価と検討をすべきである。

抽象的な「情報機器」という物品の創設によって、将来的に出現しうるあらゆる情報機器に及ぶ保護を与え、権利取得後に実質的に権利範囲が拡大することとなるのは、上述のように、物品との一体性を基本とする制度を揺るがすものであるのみならず、競合者にとって将来のデザイン開発における予測可能性を低下させ開発意欲を減退させるものであり問題である。

(3) みなし侵害等の規定の創設による対応で十分ではないかの検討をすべきである。

特定の登録意匠（すなわち物品一体性のあるもの）の画像を意図的に模倣するアプリケーションソフトウェアの製造、流通等を違法としたいのであれば、現状案のような大掛かりな改正は不要で、例えば「登録意匠と同一・類似の物品で使用される画像を製造等する行為」を侵害と擬制する規定の創設により対応が可能と考えられる。こうした選択肢について、検討が必要である。

3. 審査について

我が国の審査について予見性が高く、紛争解決に寄与できるような精度の拡充を希望する。ただ、現状では「真に創作性の高い意匠のみを登録する」とされる、その基準が不明確である。

「画像デザイン保護拡充の方向性案」に「真に創作性の高い意匠のみに意匠権が付与され、ありふれた画像デザインや容易に創作できるような画像デザインに対しては意匠権は付与されないことになる」とあるが、現在の審査実務と乖離しているものと考えられ、「画像デザインの意匠審査基準等の整備及び明確化の検討について」において事例を挙げて説明されているものの、何をもち「真に創作性の高い意匠」であることを判断するのかが未だ不明である。

※現在の審査実務では、矩形が複数配置されただけの画像でさえ登録されている。

◆B社

1. 保護拡充の対応の方向性について

- (1) 「情報機器」という概念の導入に賛成いたします。これによってスマートフォン・タブレットPC等の共通画面を有する物品についてそれぞれ意匠出願する煩雑さを回避可能となります。
- (2) 物品にあらかじめ組み込まれた画像であるか、後に物品にインストールされるアプリ等の画像であるかを問わず保護する方向性に賛成いたします。前者及び後者の画像を創作する上で同程度の労力が費やされており、それらの保護の範囲においても差を設けるべきではないためです。

2. 「実施の定義」について

- (1) クラウドサービスにおいて、ソフトウェアをユーザー端末にインストールせず、サーバー上で動作するソフトウェアの機能をUIを通じて利用可能なサービスの画面デザインも「電気通信回線を通じた提供」に含まれると理解しておりますが、後々疑義が生じることの無いよう、その点を補足説明等で明記して頂きたいと考えます。

3. 「特許庁の対応（審査基準等の整備による判断基準の明確化）」について

創作非容易性等の判断基準を明確にすべく検討を進められていると理解しております。「容易に創作できた画像デザイン」を拒絶する必要性は理解しておりますが、その判断基準を厳格にし過ぎるあまり画面デザインの保護制度を有名無実化することのないよう、適切なレベルの判断基準として頂きたいと考えます。

◆C社

1. 情報機器の定義について

電子計算機に代表される情報機器はありとあらゆる機能を追加することができるものであるから、機能が共通するものであればその画像意匠の効力は「Android搭載冷蔵庫のような情報機器の組み込み画像」にも権利が及ぶがゆえ、ありとあらゆる物品（例えば、デジタルカメラ、テレビ、レコーダー、プレーヤー、カーナビ、セキュリティカメラ、冷蔵庫、洗濯機、炊飯器、エアコン、オープンレンジ、ヘルスケア機器、太陽光発電システム、蓄電システム等）に保護範囲が無限大に広がる可能性を否定できず、実質的に物品一体性が維持されていない状態になるのではないかと考えます。

このように、今後家電分野においては、多くの物品にネット接続機能が標準化され、各種画面のアップデートや当初搭載していなかった機能に係る画面が追加される流れとなることは明らかであります。よって、現在の案ではやはり“情報機器”で画像意匠の登録を受ければその権利はあらゆる物品に及ぶ「無体物の権利」となる可能性が高く、物品一体性維持とは言い難い状態であると思われれます。

したがって、「情報機器」なる概念の導入には反対です。

このような弊害の大きい方法によらなくとも、複数物品を一回の手続で登録するといった手段も考え得るのではないのでしょうか。

2. 実施の定義について

回線を通じて提供されるのは、あくまでも「画像」そのものであり、その画像と一体性を伴った「物品」ではないと考えます。画像そのものを保護することは物品性を維持しておらず、侵害規定の拡充で対処すべきであると考えます。

また、情報機器の画像、即ちプログラムの製造行為や譲渡行為に権利を及ぼすことは行きすぎと考えます。そのような行為を「実施」概念として捉えてしまうと、プログラムの設計、販売、インストール、表示等の行為がすべて侵害となりかねません。また単なるソフトの開発事業者、プロバイダー、クラウドサービス提供者までも責任が及びかねません。

無体物である単なる「画像」を保護対象とするのであれば、プログラム等の作成・流通が侵害行為になることも理解できますが、「物品」たる「情報機器」の画像を保護するだけの場合、少なくとも「情報機器」という「物品」にインストールや表示が行われない限り、現行法上の「実施」概念からすれば侵害行為にはならないはずであり、論理に飛躍があります。

保護対象を「情報機器の画像デザイン」としてしまうと、クラウドサービスの提供者にも責任が及びおそれが高いです。例えば、画像デザインを含むソフトウェアの運営管理をクラウドベンダーに委託するような場合には、画像デザインの表示は、「製造」に該当すると思われれます。それらの画像デザインを企業の社員が閲覧する行為は「使用」に該当すると思われれます。

さらに、この考え方によれば、ネット上のユーザーは広告収入等を得て継続反復していることから容易に「業として」の要件を充たすことによって侵害が成立すると思われ、権利の及ぶ範囲が不当に拡大することを懸

念致します。

したがって、まずは、保護対象を拡大することにより、いかなる行為が「実施」に該当するのか整理されなければならないと考えます。

3. 特許庁の対応について

「ありふれた画像デザイン」「容易に創作できた画像デザイン」が登録されることのないよう、審査基準等の整備を行うとのことでありますが、法文自体に手を加えずに、審査基準の改定で対応するということの効果に不安を覚えます。つまり、従来登録されている画像デザインが無効となりやすくなるのではないでしょうか。法律を改正しない限り法文の意味は同じ解釈であるはずが、審査基準の改定のみで法文の意味を厳しくすることは許されないのではないのでしょうか。

4. 国際ハーモについて

欧州・米国はいずれも物品の枠を超えて類似範囲が及ぶとされており（欧州は権利行使時・権利取得時共に、米国は少なくとも権利取得時）、各国に比べ、意匠権が広範囲に及ぶとされております。しかしながら、これは画像に限らず意匠における全ての保護対象に共通の事項であり、対象の広さ故のメリットもありますが、審査・クリアランスが困難になるというデメリットが生ずることも否めません。特に画像に係る意匠は、その形状からある程度、審査・クリアランス時の調査範囲を絞り込める他の物品群に係る意匠とは異なり、画像表示機能を有する全ての物品が常に対象となる為、上記デメリットはより顕著なものとなります。このことは産構審において共有された欧州・米国の出張報告に“現地企業は、一般的にクリアランスを行わない”旨の記載があることから明らかです。尚、特に欧州は無審査である為、先行意匠の権利範囲の見極めが非常に困難であり、クリアランスが十分にできる環境とはいいいえず、また、自己の権利についても権利範囲・有効性に確認はなく、投資判断が難しい状況にあります（“保護対象の拡大＝活用できる意匠権”には当たらない一つの例に当たると考えます）。日本の現行制度は、高い有効性の確保と、関連意匠制度等と相俟って権利範囲を可能な限り明らかしようとする点に重きがおかれた精度の高い審査制度が採用されており、権利者側・サーチする側双方に配慮されたものであると考えます。物品の枠を超える欧州・米国寄りの制度を導入することでこれらの日本の制度の良い点（更に精度を高めることで、今後の国際ハーモの動きの中で日本の強みとできる点）が放棄されてしまい、上記欧州・米国と同様の結果を招来することを懸念致します。

5. まとめ

以上より、現行制度の維持を希望し、自由なイノベーションを阻害するような広汎な権利範囲/侵害行為の拡大には反対です。仮に、一定のプログラム等の作成・流通等を違法としなければならないのであれば、違法とすべき具体的行為を抽出した上で検討すれば足りるはずで。

◆ D社

1. 汎用機器と専用機の違い

画面デザインの保護が必要と言われている PC やタブレット製品においては、インターネットを介した S/W のアップデートが容易であり、例え画面デザインの意匠権侵害が発生したとしても、非侵害の画面デザインへ S/W を変更し各端末へアップデートをユーザーに促せば、権利侵害状態が容易に解消される製品である。他方で、インターネットとの接続環境が無いカーナビなどの専用機は、画面デザインの意匠権侵害が発生した場合、容易な変更が不可能である。従って、意匠権の保護対象を広げたとしても、汎用機器は権利侵害を容易に解消できるが、専用機はそれが難しいということとなり、専用機に不利な負担を強いることになる。この点の利益バランスを考慮する必要があると考える。

2. 汎用機器における損害賠償の考え方

上記の通り、汎用機器は S/W のアップデートにより画面デザインを変更できるため、権利侵害による損害賠償を算定することが可能かを検討する必要があると考える。単純に、差し止め請求権のみ認めれば、画面デザインの権利侵害状態を排除することができるとの評価も可能ではないか。

3. 著作権との重畳保護

著作権との重畳保護も問題ないとの見解であるが、逆に著作権侵害による侵害立証は故意・過失の立証義務が権利者側に課せられているため負担が大きいことに対し、意匠権侵害を認めることができるなら、故意・過失の推定規定により権利者保護につながることに重要性があるならば、画面デザインの意匠権侵害を認定する類似性判断の範囲を著作権侵害と同等レベルの狭い範囲に認定するのが望ましいと考える。

4. 権利期間

PC・タブレットの様に製品サイクルが短い製品について、意匠権保護による20年の権利期間が必要なのか、検討すべきと考える。

◆E社

1. 弊社の基本的な考え方

- (1) 現在の意匠制度では、専用機に予め組み込まれた画面デザインしか保護されず、画面デザインを事後的にダウンロード可能とする通信機能を有する機器が急速に市場に拡大している現在のビジネス実体と乖離しており、意匠法改正をする必要性が高いと考えます。
- (2) ハード機器における機能(技術)のコモディティ化が進んでいるため、特にモバイル製品の操作の多くはディスプレイ上で行われ、他社製品との差異化ポイントがGUIに移行しており、かかるGUI全般を意匠の保護対象に含めるべきと考えます。
- (3) 機器を跨いで共通のユーザー体験(UX)を与える高度なGUI開発には相当な額の先行投資をすることから独占権としての意匠権で積極的に保護することで投資の回収を図るべきと考えます。
- (4) ネットワークサービスについても他社との差別化を図った独自性ある画像(GUI)デザインについては意匠権による保護の必要性が高いと考えます。
- (5) 権利者側の立証容易の観点で意匠権が知財のツールとして重要であると考えます。
- (6) 日本では審査主義の下、欧州のように意匠権が乱立する可能性も極めて低いため、特許庁による意匠調査環境を改善すればクリアランス負担は軽減されるものと期待いたします。
- (7) 保護対象及び出願手続規定を欧米や韓国並に合わせていただくことで、日本国で意匠登録出願を行った内容のまま外国へ出願しやすい環境づくりをしていただき、ユーザーの負担を軽減した制度設計を図っていただくことを希望いたします。

2. 2012年11月6日にご説明いただいた「画像デザイン保護拡充の方向性案」に対する弊社の意見

- (1) 「1. 保護拡充の対応の方向性」について；
「情報機器の画像」の概念を減縮させることでクリアランス負担軽減を図ろうとするご主旨については理解することができますが、同じ画像がこれまでの専用機に転用された場合においては情報機器の画像の意匠権を以てしてその効力は及ぼせることができないことになりかねないため、著しく技術が進展している現在においてユーザーとしては結局のところ同じ画像について情報機器と専用機の双方について複数の意匠登録出願をせざるを得ないという手続上の煩わしさや負担が解消されていないことについては、今後の検討課題に値するものと考えます。
- (2) 「2. 情報機器の定義」について；
 - ① 方向性案によれば、『「情報機器の画像」とは、形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、情報機器又はこれと一体として用いられる機器に表示される画像(かかる画像の部分を含む。)のうち、専ら操作の用に供されるものをいう。』とのことであります。
しかし、「パソコンのように任意の機能を容易に追加できる物品を包含する」概念が「情報機器」と定義されており、例えば「電子計算機」の組み込み画像について意匠登録出願をする場合であっても「情報機器の画像」の概念に一律に包摂して捉えられることから、当該「電子計算機」のバッテリー残量表示や通信状態表示など「操作の用に供されるもの」とはいえない画像についてはそれがいかに独創性が高い場合であっても意匠権による保護がなされない仕組みとなることについては改善を強く要望いたします。けだし、専用機の画像であれば、このような状態表示の画像(物品の特有の機能を表示する画像)について意匠権保護がなされることと著しく不均衡が生じてしまうからです。
 - ② 方向性案の「(備考)」によれば、『Android搭載冷蔵庫のように、情報機器の画像を表示し得る画面を備えた製品については、当該画面を「『情報機器付き冷蔵庫』における情報機器部分」として捉え、当該画面に表示された画像に情報機器の画像の意匠権の効力が及ぼすことが可能である。』とのことであります。
しかし、技術の進展が急速に進んでいる現在において、今現在存在する機器とは全く別の概念の機器が登場し得ることから、多額な先行投資を行った上で開発され、機器を跨いで共通のユーザー体験(UX)を実現するGUIを保護するためには、将来予測をすとしても「情報機器付き〇〇」というような「〇〇」の物品名を特定しきれないという問題が残っておりますので、今後の検討課題に値するものと考えます。

(3)「3. 実施の定義」について；

方向性案の「(備考)」によれば、「プロバイダーやクラウドサービス提供者については、立法上の手当を取らずとも、いわゆるプロバイダー責任制限法が適用される場合には責任が限定的となる。」とのことでありますが、プロバイダー責任制限法の下、ガイドラインが整備されている情報は、「名誉毀損・プライバシー侵害」「著作権侵害」「商標権侵害」に係る情報のみであり、「意匠権侵害」がございません。今回の意匠法改正により、画像デザインの保護拡充が図られることで負担が増えることとなるプロバイダー事業者に対する懸念を少しでも払拭すべく、特許庁の責任において総務省とご調整いただき、「意匠権侵害」に関するガイドライン策定を促していただくべきと考えます。

◆ F 社

1. 基本的な考え方

画像デザインの保護拡大については、積極的には賛成できない。また、物品の一体性要件（一定の緩和は受容可）、操作性要件の維持を希望する。

2. 保護対象について

(1) アプリ画像

アプリ画像の創作価値等から、これらの保護が必要であるとする考え方は理解できる。

しかしながら、下記4. で述べる通り、侵害（特に差止め）の場面において機器メーカーの負うリスクが大きく、バランスを失する結果になることが懸念される。

(2) ネットワークを介して外部から提供される画像

アプリ画像と同様、保護の必要も理解できる。機器にインストールされないため、機器メーカーとして負うリスクは比較的小さいものと思われるが、一方で物品との一体性が非常に低く、一体性要件維持の立場からは、保護対象とする根拠が見出せない。

(3) 操作の用に供さない画像

保護対象としないことを希望する。

3. 権利設定・効力範囲について

上位概念ともいえる「情報機器」を新設し出願人の出願手続負担を軽減すること、また、従来型の画像と情報機器の画像が相互に効力が及ばないとして、権利クリアランスの負荷軽減を図ったことについては評価できる。

但し、専用機の画像としても存在し、汎用機アプリとしても存在するような画像（例えばカメラや音楽再生）については、権利関係が必ずしも明確ではないし、双方をクリアランスしなければならない点で混乱を生じる懸念がある。

4. 侵害について

プログラム作成や提供する行為に権利行使できる一方で、結果的にプログラムをインストールされた機器が差止めの対象となることが想定される。機器メーカー自身が開発したプログラム、或いはその責任の下で開発させたプログラムであれば機器の差止めも理解しうるが、そうでないプログラムによる画像にまで、機器メーカーが差止めリスクを負う形になることは回避されるべきである。

一方、プログラムの開発過程や、中間・末端ユーザーの知情等の主観的要因によって侵害の成否をわけすることは、意匠法の本質にそぐわないものとする。

権利侵害画像を表示するプログラムの流通を押さえたいというのであれば、間接侵害規定等の整備・充実での対応の検討を進めるべきと考えます。

5. 画面デザインの保護拡大を行うとした場合に検討いただきたい事項

(1) 「情報機器」について

まず、定義の明確化が必要である。また、専用機の画像として従来通り権利取得されるものとの権利関係（相互に権利が及ばないこと等）の明確化が必要である。更に、これらの拡張解釈（例えば、通信機能さえ有していれば何でも「情報機器」として取り扱われるような解釈）が行われないような措置が必要である。

(2) 侵害について

侵害行為を問われるべきは、画像の作製者や最初の販売者であり、中間業者・末端ユーザーや機器メーカーの侵害リスク軽減措置が検討されるべきである。

(3) 審査について

真に保護されるべきデザインのみが登録されるよう、また、パブリックドメインとされるべきものに権利付与されないよう審査基準等の見直し・厳格化が必要である。

◆G社

1. 弊社の基本的考え方

権利の性質として意匠権は絶対的排他権が認められる権利であることから、保護対象の拡張検討にあたっては、絶対的排他権の付与に値するだけの実質を有するものに保護範囲が限定されるべきであり、「ありふれた画像デザイン（新規性のないもの）」や「取るに足らない画像デザイン（容易に創作できたもの）」は登録されるべきではない。このための基準が権利化にあたっての審査基準(新規性、創作非容易性等の具体的適用金準)として明確化されるとともに、企業としてのクリアランス業務の参照基準としても有効なものでなければならぬ。

2. 権利設定・効力範囲について

(1) 情報機器の画像の概念導入について、考え方について異論はないが、何が情報機器にあたるのかどうかの定義を明確に示していただきたい。

(2) 従来型の物品の部分としての画像と情報機器の画像の効力関係についてはお互い効力が及ばないと示されているが、実質的には権利調査をすることとなり調査負担は増すのではないかと懸念を抱いている。

3. 画像デザインの保護拡充についての課題への対応について

ありふれた画像デザインや取るに足らない画像デザインが登録されることがないように的確な審査を行うこと、相当程度の高度なデザイン性を備えた画像デザインのみが登録されることは、保護拡充に際してまさにキモとなる部分なので、特許庁自らが自信をもった的確な審査が行えるよう検討を尽くすとともに、出願人側に混乱を与えないよう基準を明確に示していただきたい。

◆H社

1. 「保護拡充の対応の方向性」について

(1) 物品と一体的なものとして創作され、物品に組み込まれた画像デザインについては、従来どおり物品単位で意匠権を設定するとされている点について賛成いたします。

(2) 「情報機器」という概念を新たに導入し、情報機器に用いられる画像は、物品に組み込まれる画像であるかアプリ等の画像であるかを問わず、情報機器の画像の意匠権として権利設定可能とされている点について賛成いたします。

2. 「情報機器の定義」について

(1) 「情報機器」と「情報機器の画像」について一定の定義が示されたが、①情報機器の画像の意匠権の効力が、情報機器の画像と情報機器に包含される物品に組み込まれた画像の双方に及ぶこと、②情報機器の画像の意匠権と、情報機器以外の物品と一体的に創作され組み込まれる画像の意匠権が抵触しないこと等が実現できるよう、その定義・解釈について引き続き明確に示していただきたい。

(2) また、「情報機器の画像」の考え方は、1つの物品として扱うことになるので、単一の出願で機器の種類を問わず画像意匠を保護できるメリットや、クリアランスの負担軽減のメリットが出るものと思われるが、これらのメリットを活かせるような定義付けをしていただきたい。

(3) 「情報機器に包含される物品」の定義やその解釈についても明確に示していただきたい。

(4) 何らの操作の用に供さないような観賞・装飾目的の画像は情報機器の画像として意匠の保護対象としないとされている点について賛成いたします。

3. 「実施の定義」について

特許庁案に示されている「製造」、「譲渡等」、「使用」の定義の方向性については、ソフトウェアの製造・譲渡行為等の上流の行為を直接侵害として捉えることが可能であるため賛成いたします。しかしながら、エンドユーザーの使用行為の実施該当性等、一部不明確であったり、疑義が生じうる部分もあるため、これらを払拭できるよう「実施」の定義・解釈について引き続き明確に示していただきたい。

4. 「特許庁の対応」について

今般の画像デザインの保護拡充による制度改正が、種々の懸念点や問題点を解消し、かつ、実効性のあるものとなるよう、特許庁案に示されている①審査基準等の整備による判断基準の明確化、②審査資料の収集の充実、③意匠分類の充実によるサーチの効率化、④的確な審査・権利設定、⑤審査関連情報の公開推進の各項目について、是非とも対応いただきたい。

◆ I社

1. 総論

情報機器の画像デザインに関する意匠法改正の内容について、情報機器の定義の明確化や、画像デザインの意匠審査基準の整備および明確化の検討が進められつつある点について評価する。しかし、今回の意匠法改正は、物品との一体性要件等の意匠制度の根幹に関わる内容を含むものであり、したがって、かかる改正には慎重に対応し、さらに十全な議論を尽くすべきと考える。また、仮に意匠法での保護対象を拡げるとしても、「物品との一体性要件」および「機能・操作要件」は維持されるべきと考える。

2. 各論

情報機器の定義として、利用者が指令を入力することにより、任意の機能を追加することができる情報処理機能を有する機器とする方向性が示されているが、アプリの画像が果たしてその情報機器と一体のものと言えるのか、きちんとした議論はなされていない。例えば、提案されている保護対象としてショッピングサイトの画像の例があげられているが、ここで「情報機器」が物品として指定される場合、当該画像はネットショッピングサイトの操作のためのものであり、ネットショッピングの機能の用に供されるものであって、画像が表示されているディスプレイまたは「情報機器」の機能・操作の用に供されるものとは解されない。このようにもともと物品に備わっているものではない機能が、無体物であるアプリを取り込んでくることにより一時的に発揮されるような場合に、それが物品と一体であると言えるのか、または物品の機能と言えるのか、きちんとした議論をするべきではないだろうか。「情報機器」だけが特別な扱いを受けるのであれば、それはいかなる論拠によるものかについても何ら触れられていない。このように、意匠制度そのものの基本的な枠組みを見直す話であるにもかかわらず、その基本的な要件との関係での議論が全く尽くされていないという印象を受ける。保護対象を拡げるのであれば、「物品との一体性要件」や「機能・操作要件」との関係で、いかに登録の可否を判断するのか、十分に検討すべきである。

また、今回の改正のきっかけの1つが制度の国際ハーモであるなら、意匠法による画像デザイン保護状況の各国比較においては、保護対象の議論だけでなく、得られる権利の広さや強さを含めた議論もするべきと考える。特許庁では諸外国での状況を調査されているようだが、資料を見る限り保護対象の比較しかしていないように見える。類否の判断基準や権利の効力範囲を含めた比較検討が必要と考える。

さらに、「情報機器」を物品として画面デザインを意匠として認めるにあたっては、どのように新規性や創作非容易性の要件を判断するのかについて今後の検討に委ねられている部分も多い。審査基準は、「情報機器」の製造・販売をする者にとってクリアランスの負荷を検討する上で非常に重要な情報源である。かかる議論を棚上げにすることなく、保護範囲の拡大と並行して議論を進めて頂きたい。

◆ J社

1. 総論

審査基準の整備及び明確化の施策など評価できる点はあるものの未だ評価できない点もあり、反対はしないが、積極的に賛成できない状況は変わらない。

2. 各論

(1) 評価できる点

①「画像デザインの意匠審査基準等の整備及び明確化の検討について」の取り組みの方向性は評価する。現行法下の画像デザイン出願の審査や管理に適用することを前提に検討を進めていただきたい。

中国で同様の制度が導入され、「ありふれた画像デザイン」や「取るに足らない画像デザイン」が意匠権で保護されるようなことになった（なりそうな）場合に、特許庁から、このようなデザインを無効化できる基準策定を中国当局へ働きかけができる根拠にもなる。

②「情報機器」という物品を設定して物品性を維持し、従来型物品と効力範囲を区別する検討の方向性は評

価する。

しかしながら、「情報機器」の定義をもってしても「情報機器」に該当するものと該当しないものの境界は不明確であるため、該当しないものを例示するなどで明確していただきたい。

(専用機器物品の視点では、従来の専用機器分野に加えて情報機器分野の画像の意匠権侵害リスクが新たに発生することに懸念があるため)

(2) 評価できない点

「3. 実施の定義」の「譲渡等」において、「当該画像に係る情報又は指令の電気通信回線を通じた提供」を「譲渡等」として定義され、「パッケージソフトウェアの販売」が直接侵害の例として扱われている点が理解できない。「情報機器」物品の部分として画像を保護することが前提であれば、取引の対象は「情報機器」という物品であると考え、定義思想の再検討と間接侵害の適用についての検討も希望する。

◆ K社

(1) 「情報機器」を物品の概念として採用し、タブレット PC やスマホ等の限定列挙された物品について「情報機器」として横断的に効力が及ぶようにする点については、物品性の要件が維持される点で賛同致します。

物品名の限定列挙のほか、「ユーザがアプリなどのソフトを自由に書き換え可能なもの」である旨を審査基準やガイドラインに明記するなど、「情報機器」の定義の明確化を要望します。

(2) 情報機器の画像と専用機の組み込み画像の間では重複した権利が設定されない点は、従来と比較すると「専用機+情報機器」の両方を調査するケースが発生するものの、クリアランスに必要な調査範囲が明確な点で賛同いたします。

(3) 壁紙やコンテンツは保護対象外とし、操作機能要件を維持する点も賛同致します。

(4) 一方で、ネットワークを介して物品の外部から提供される画像(画像デザインの保護拡充(保護対象についての表中「および」)を保護対象とする点については、権利範囲及び侵害の範囲が不明確とならないよう、慎重な検討が必要かと思えます。

物品の外部から提供される画像は、画像データを保持しているのは配信元のサーバ等になります。

専用機または情報機器からこのサーバの画像を閲覧している状態が権利の「実施」となりますが、このときの実施者が専用機や情報機器の利用者であるか、サーバ管理者であるかが不明確になる恐れがあります。すなわち、専用機または情報機器側からサーバを閲覧しに行く行為と、サーバ側から画像を提供する行為のいずれが実施行為となるかについて疑義が生じる可能性があると考えます。

クラウドサービスが拡大する点にも鑑み、より具体的な検討およびルールを明確化を要望します。

(5) 創作非容易性判断の例示、審査資料情報の提供、画像意匠分類の細分化(【画像】画像デザインの意匠審査基準等の整備及び明確化の検討について)については、権利範囲の明確化、公知資料の収集の点で出願人に有用な改訂であり、賛同いたします。

◆ L社

1. 当社としては、①物品との一体性要件の維持(緩和可)、②機能・操作要件の維持(緩和可)、③審査主義の維持、④企業における意匠権クリアランス調査負担の軽減、の条件が充たされるのであれば、意匠法の法改正自体には反対しない。

2. 但し、意匠法の法体系を抜本的に変えることは望まないため、他の知的財産権法との整合性を考慮の上、検討を行って頂きたい。

3. 情報機器の定義や侵害の考え方等については未だ詳細な提案がなされていないため、具体的なコメントは差し控える。上述の通り、他の知的財産権法との整合性や改正による影響を踏まえ、十分にご検討頂きたい。

◆ M社

・保護拡充の対応の方向性についての意見

(1) 基本的方向性について

(物品と一体的なものとして創作され、物品に組み込まれる画像デザインについては、従来通り物品単位で意匠権を設定し、)かつ「情報機器」という概念を新たに導入し、情報機器に用いられる画像は、物品に組み

込まれる画像であるかアプリ等の画像であるかを問わず、情報機器の画像の意匠権として権利設定可能とするご提案については賛同致します。また、ひとつの意匠権で情報機器の画像と情報機器に包含される物品に組み込まれる画像の双方に権利行使できるようにするとのご提案についても賛同致します。

(2) 情報機器の定義について

「情報機器」及び「情報機器の画像」の基本的な考え方についてはご提案の内容に賛同致しますが、今後条文化の過程や審査基準の段階で明確にし、「情報機器」に属する商品を具体的に示していただきたいと存じます。

(「パソコン、スマートフォン、タブレットPC等」だけでは不十分)

(3) 実施行為について

「製造」、「譲渡等」、「使用」についての基本的な考え方についてはご提案の内容に賛同致しますが、今後条文化の過程や審査基準の段階で明確にさせていただきたいと存じます。

(4) 特許庁の対応について

的確な審査運用の実行、予見可能性の向上、クリアランス負担の低減等の対応をよろしくお願いします。